平成２１年（再イ）第１９号
熊本市尾ノ上３丁目３番45号
再生債務者　佐藤　順平
1　決議に付する再生計画案　平成21年８月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成21年９月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成21年９月24日まで
平成21年８月24日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（再イ）第３２号
熊本県上益城郡益城町大字福原6332番地１
再生債務者　佐藤　順也
1　決議に付する再生計画案　平成21年７月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成21年９月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成21年９月24日まで
平成21年８月24日
熊本地方裁判所民事第１部

小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定

平成１８年（再イ）第１７号
福岡県小郡市大板井267番地12、開始決定時の住所北九州市若松区東畑町８番22号
再生債務者　清水　康弘
1　決議に付する変更再生計画案　平成21年６月22日付け変更再生計画案
2　変更再生計画案に対する回答期間　平成21年９月10日まで
平成21年８月20日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２１年（再イ）第２号
熊本県荒尾市宮内1027番地18
再生債務者　森﨑　純二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年８月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月20日　熊本地方裁判所玉名支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２１年（再イ）第１６６号
名古屋市中村区藤江町３丁目20番地　ソレアード藤江１Ｄ号
再生債務者　新井　　馨
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成21年８月21日
名古屋地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２１年（再ロ）第２０号
千葉県八千代市八千代台北１丁目８番地６プリマヴェーラ八千代台505号
再生債務者　佐藤　　修
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年９月10日まで
4　一般異議申述期間　平成21年９月24日から平成21年10月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再ロ）第１５号
さいたま市見沼区東大宮６丁目72番地20
再生債務者　安齋　正広
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年９月11日まで
4　一般異議申述期間　平成21年９月25日から平成21年10月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（再ロ）第１号
岐阜県不破郡垂井町宮代1070番地の４　県営宮代住宅Ａ155号
再生債務者　堀部　貴志
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年９月14日まで
4　一般異議申述期間　平成21年９月24日から平成21年10月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部

平成２１年（再ロ）第３号
滋賀県愛知郡愛荘町野々目201番地８
再生債務者　柿田　達也
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年９月14日まで
4　一般異議申述期間　平成21年９月24日から平成21年10月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（再ロ）第３号
兵庫県豊岡市梶原352番地の２
再生債務者　水嶋　　環
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年９月18日まで
4　一般異議申述期間　平成21年９月25日から平成21年10月９日まで
神戸地方裁判所豊岡支部再生係

平成２１年（再ロ）第９号
熊本市八島２丁目１番37号
再生債務者　前田栄里子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年９月18日まで
4　一般異議申述期間　平成21年10月２日から平成21年10月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（再ロ）第１６号
京都市南区久世殿城町287番地９
再生債務者　山西　雅洋
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年９月24日まで
4　一般異議申述期間　平成21年９月25日から平成21年10月２日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２１年（再ロ）第２号
広島県尾道市木ノ庄町市原735番地
再生債務者　平野　忠男
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年９月24日まで
4　一般異議申述期間　平成21年９月28日から平成21年10月13日まで
広島地方裁判所尾道支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第４号
大分市小池原1095―１　ドゥペール東明野301
再生債務者　角　陽一郎
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年８月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年９月14日まで
平成21年８月24日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（再ロ）第４号
愛媛県松山市竹原４丁目10番15号　愛媛マンション502号
再生債務者　芳邦　仁美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年８月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年９月24日まで
平成21年８月24日　　松山地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２０年（再ロ）第３６号
沖縄県那覇市金城４丁目７番地３　ＩＬ　ＴＥＳＯＲＯ302
再生債務者　大城　博一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年８月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月20日
那覇地方裁判所民事第３部